

令和4年度 第1回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和4年7月6日（水） 午前10時25分～午前11時15分
- 2 場 所：TBM長崎ビル第1・第2会議室
- 3 出席者：公益委員5名 労働側委員5名 使用者側委員4名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正諮問について
（2）専門部会の設置等について
① 専門部会の設置等について
② 専門部会の決議について
（3）参考人の意見聴取について
（4）事業場実地視察について
（5）審議会の公開について
（6）審議日程等について
（7）その他

5 審議要旨

議題（1）について

長崎労働局長から審議会会長あて改正諮問を行った。

諮問文内容

「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。」

議題（2）について

① 専門部会の設置等について

専門部会を設置するための部会委員候補者の推薦に関する公示について、本日から7月19日まで行う旨事務局より説明した。

② 専門部会の決議について

専門部会の決議について、地域別最低賃金には審議会令第6条第5項を適用しないこととなった。

議題（3）について

従来通り、提出された関係労使の意見書を基本とし、審議会場で意見を述べることを希望する者がいた場合には、その必要があるものとして参考人の意見聴取を行うこととなった。

関係労働者、関係使用者からの意見聴取に関する公示について、本日から7月19日まで行う旨事務局より説明した。

議題（4）について

事務局より事業場実地視察の方針案について説明し、了承された。労側委員より「事務局の方針案に沿って実施した後、改めて今年度の実地視察の評価、次年度に向けた方針を本審において検証したい」旨の発言があった。

議題（5）について

本審における会議の公開・非公開と議事録・会議資料の公開・非公開の取扱いについて、今年度も例年同様、本審の審議は原則として公開、特定の個人または団体

の利益が不当に侵害されるおそれ、または率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開とすることと決定された。

専門部会については、会議及び議事録については非公開、会議資料と議事要旨を公開する運用がなされているが、第1回専門部会において部会長が決まった時点で改めて部会に諮ることとなった。

議題（6）について

今後の審議日程について了承された。

第2回本審 : 8月 1日 9:00～

第1回専門部会 : 8月 1日 本審終了後

第2回専門部会 : 8月 4日

第3回専門部会 : 8月 5日

第3回本審 : 8月 5日

予備日 : 8月12日

第4回本審 : 8月23日（8月30日）

議題（7）について

審議会の運営について、以下の申し合わせ事項が了承された。

- ・最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように審議の促進に努めること
- ・関係労使の意見を十分把握するように努めること
- ・専門部会において全会一致の結論が得られるように努力すること、等